

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十一号

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十二条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十四条の二 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十五条に次の二項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

- 4 指定居宅介護事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第三十六条に次の一項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（身体拘束等の禁止）

- 第三十六条の二** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第四十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十一条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五条第一項及び第二項中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第五十条第一項中「第三十三条」の下に、「第三十六条の二」を加え、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条」の下に、「第三十六条の二」を加え、「第三十一条第一項」を「第三十一条第三項」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第六十一条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うものを含む」に改める。

第七十条中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に改める。

第七十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十四条第二項中「指定療養介護事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に

次の各号を加える。

- 一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第七十四条に次の一項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第七十五条に次の一項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

第七十八条第二項第四号中「第七十六条第三項」を「次条において準用する第三十六条の二第三項」に改める。

第七十九条中「第三十七条、第三十八条第一項、第三十九条から第四十一条」を「第三十四条の二、第三十六条の二から第三十八条第一項まで、第三十九条から第四十一条の二」に改める。

第八十八条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が第九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第九十二条中「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改める。

第九十三条第二項中「指定生活介護事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第九十三条に次の一項を加える。

3 指定生活介護事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第九十五条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十六条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「（第三項）」を「（第四項）」に、「及び第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条及び第七十八条」に改め、「、同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第九十六条において準用する第七十六条第三項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に改める。

第九十六条の五中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改める。

第一百十一条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十六条」を削り、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第一百十一条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十六条」を削る。

第二百二十四条中「第三十五条」を「第三十四条（第一項及び第二項を除く。）」に改

める。

第百五十条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「(第三項)」を「(第四項)」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改め、「同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第百五十条において準用する第七十六条第三項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十五条」を「第九十五条第一項」に、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第百五十条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改める。

第百五十九条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「(第三項)」を「(第四項)」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改め、「同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第百五十九条において準用する第七十六条第三項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十五条」を「第九十五条第一項」に、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第百五十九条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十六条」を削る。

第百六十三条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第百六十四条第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第百七十条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が第百九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第百七十二条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「(第三項)」を「(第四項)」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改め、「同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第百七十二条において準用する第七十六条第三項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十五条」を「第九十五条第一項」に、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第百八十三条に次の一項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第百八十四条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

- 第百八十四条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として指定障害福祉サービス基準第百九十六条の三に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第百八十五条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「(第三項)」を「(第四項)」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改め、「、同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第百八十五条において準用する第七十六条第三項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第百九十条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「(第三項)」を「(第四項)」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改め、「、同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第百九十条において準用する第七十六条第三項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十五条」を「第九十五条第一項」に、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第百九十四条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「(第三項)」を「(第四項)」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改め、「、同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第百九十四条において準用する第七十六条第三項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第百九十四条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の

下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第九十四条の十二及び第九十四条の二十中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第九十六条第三項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改め、「同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第二百一条において準用する第七十六条第三項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第二百一条の四第四項及び第五項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百一条の十一中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改め、「同項第四号中「第七十六条第三項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第七十六条第三項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第二百一条の十四第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百一条の二十一中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条の二十二中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十六条から第七十八条まで」を「第七十七条、第七十八条」に改め、「同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百一条の二十二において準用する第七十六条第二項」と」を削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改める。

第二百二条第一項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第二百十条第一項中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第六十二条まで」を「第六十三条まで」に、「(第三項)」を「(第四項)」に改め、「除く。」の下に「、第七十七条」を、「第八十四条」の下に「、第八十九条から第九十一条まで」を加え、「第九十五条の」を「第九十三条から第九十五条までの」に、「第二百十条第二項から第五項まで」を「第二百十条第一項」に、「第七十六条第三項」を「次条において準用する第三十六条の二第三項」に、「準用する第七十六条第三項」を「準用する第三十六条の二第三項」に改め、「第二百十条第一項」と」の下に「、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と」を加え、「第九十五条中」を「第九十五条第一項中」に改め、同条第二項中「第六十三条、第七十六条、第七十七条、」を削り、「から第九十一条まで、第九十三条及び第九十四条」を「及び第八十八条」に改め、「第七十六条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第八十九条第四項」及び「第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第三項中「第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条、」及び「、第七十六条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第八十九条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第四項中「第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条、」及び「、第七十六条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第八十九条第四

項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第五項中「第六十三条、第七十六条、第七十七条」、「第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条」及び「第八十九条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十九条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第六条第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第三項、第三十六条の二第四項(新条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第二百二十四条、第二百五十条、第二百五十条の四、第二百五十九条、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十条の四、第九十四条、第九十四条の四、第九十四条の十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。)及び第四十一条の二(新条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第二百二十四条、第二百五十条、第二百五十条の四、第二百五十九条、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十条の四、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じ

なければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第三十四条の二（新条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第二百二十四条、第二百五十条、第二百五十条の四、第五十九條、第五十九條の四、第七十二条、第一百八十五条、第一百九十条、第一百九十四条、第一百九十四条の十二、第一百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第三十五条第三項（新条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第二百二十四条、第一百九十四条の十二並びに第一百九十四条の二十において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項及び第九十三条第二項（新条例第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第二百五十条、第二百五十条の四、第五十九條、第五十九條の四、第七十二条、第八十五条、第八十五条の四、第九十条、第九十条の四、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二及び第二百十條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。